

答 申 第 3 9 号
(諮 問 第 3 8 号)

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 6 月 2 5 日付け鎌深地第 7 8 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年8月4日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』の書面に記述があるJR東日本(株)・公団との共同研究等を行った書面一式」について、実施機関鎌倉市長が平成26年12月16日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年8月4日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』の書面に記述があるJR東日本(株)・公団との共同研究等を行った書面一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、決定期間の延長を行った後、平成26年12月16日付け鎌倉市指令深地第9号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年2月2日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年2月2日付けで提出された異議申立書及び同年8月5日に提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件処分の理由として、該当する文書は「湘南地区基本計画策定調査報告書（平成7年3月）又は、湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査書（平成5年3月）が該当します。」とあるが、平成5年に白紙撤回された内容が含まれるなど、明らかに検討内容が異なる。

イ 事業計画中の書面を紛失若しくは廃棄したことは問題である。

ウ 行政文書「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』」について、記載内容が不十分である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成27年7月27日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年11月30日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 行政文書「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』」における記載から、国鉄清算事業団用地の取得方針について、当時、公団及びJRも含めて検討を進めており、藤沢市村岡地区及び鎌倉市深沢地区のまちづくりの内容も踏まえて検討することを示していると考えられることから、当市の見解と異なる検討内容ではない。

(2) 現在の事業計画は、過年度の検討内容を基に、平成16年9月に策定した「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」を踏まえ、平成22年9月に策定した「深沢地区の土地利用計画（案）」の実現に向けて事業を進めているため、関連する行政文書を価値が消滅していると判断して廃棄したとしても問題ない。また、報告書を除く関連文書等についても、内容を報告書に集約していることから、価値が消滅していると判断して廃棄したとしても問題ない。

(3) 行政文書「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』」に係る他の書類は存在せず、また当該行政文書は本件処分に直接影響するものではなく、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、鎌倉市と東日本旅客鉄道株式会社（異議申立人は、JR東日本（株）と称している。）及び住宅・都市整備公団（異議申立人は公団と称している。）との共同研究等を行った書面である。実施機関によれば、本件請求対象文書は、平成26年3月24日に行政文書公開請求が行われ（以下「平成26年3月公開請求」という。）、同年5月23日付けで異議申立人に行政文書一部公開決定を行った行政文書と重複することから、当該行政文書は除外し、それ以外の行政文書について探索を行ったが不存在であると主張している。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の重複について

実施機関は、本件請求対象文書は平成26年3月公開請求において既に公開を行っていることから、本件処分において重複した公開を避けるため、除外したと主張する。

この点については、本件請求が「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』の書面に記述があるJR東日本（株）・公団との共同研究等を行った書面一式」とあるところ、平成26年3月公開請求は「深沢地域に日本国有鉄道清算事業団用地が誕生後、JR東日本（株）等々との共同研究等した全ての書面」として請求が行われたものである。

平成26年3月公開請求の請求内容と、本件請求の内容を比較すると、平成26年3月公開請求は請求対象文書の時期、及び研究に関する資料とする内容の点において本件請求の請求内容を含んでいる。また、本件請求と平成26年3月公開請求の相違点となる研究の相手については、実施機関に確認したところ、鎌倉市と東日本旅客鉄道株式会社の2者、または鎌倉市と東日本旅客鉄道株式会社及び住宅・都市整備公団の3者で行われた研究はあるが、鎌倉市と住宅・都市整備公団の2者で行われた研究は存在しないとの事であるため、本件請求における「JR東日本（株）・公団との共同研究等」とは平成26年3月公開請求の「JR東日本（株）等々との共同研究等」に含まれ、本件請求に係る行政文書は、平成26年3月公開請求の対象行政文書に全て含まれている

との実施機関の主張には理由がある。

したがって、実施機関が、本件請求に係る行政文書が平成26年3月公開請求の対象文書と重複しており、当該文書を平成26年3月公開請求により公開した旨の理由を記した上で、本件公開請求を不存在としたことは公開手続きの重複や同一案件処理の長期化を避けるためであり、また、行政文書の公開を求める権利を不当に侵害するものではないことから、これを否定すべきものではないと考える。

(3) 本件請求対象文書以外の行政文書について

異議申立人は、本件請求において、実施機関が既に本件請求対象文書を平成26年3月公開請求により公開したと主張するところ、公開された行政文書は明らかに本件請求とは内容が異なると主張し、具体的には本件請求に用いた行政文書「平成6年6月16日付『国鉄精算事業団用地について』」の日付からして、平成5年6月5日に反対運動により白紙撤回された藤沢市村岡地区整備計画については除外されているべきであるが、平成26年3月公開請求により公開された行政文書には除外されているはずの藤沢市村岡地区整備計画についても記載があることから、重複のため除外を行った行政文書以外にも対象となる行政文書が存在すると主張する。

この点について、実施機関は、確かに平成5年に反対運動があり、また藤沢市村岡地区整備計画の白紙撤回も結果的に行われているが、実際に藤沢市村岡地区整備計画の白紙撤回が行われたのは平成8年12月に藤沢市長が市議会で答弁した際のことであり、平成26年3月公開請求で公開した行政文書が作成された時点においてはまだ藤沢市村岡地区整備計画の白紙撤回はされておらず、そのため作成された時点においては国鉄清算事業団用地の取得と合せて藤沢市村岡地区及び鎌倉市深沢地区のまちづくりについて検討を行っていたと主張する。この実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められず、既に公開された行政文書以外の本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

その他の異議申立人の主張については、当審査会の判断を左右

するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
26 / 8 / 4	行政文書公開請求書が提出される
8 / 18	行政文書公開決定等期間延長通知送付
12 / 16	行政文書不存在決定通知書送付
27 / 2 / 2	異議申立書が提出される(担当課:深沢地域整備課)
6 / 26	審査会に対し諮問
7 / 1	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
7 / 27	行政文書不存在決定理由説明書を受理
7 / 31	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 5	異議申立人から意見書を受理
8 / 7	実施機関に意見書(写)送付
11 / 30	第70回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
12 / 21	第71回審査会で審議
12 / 21	答申